サービス管理責任者等研修　修了認定方法

1　目的

本書は、［法人名］（以下「本法人」という。）が実施するサービス管理責任者等研修における修了認定の方法について定めるものである。

2　修了認定の基本方針

本法人は、研修受講者がサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として必要な知識及び技能を修得したことを確認し、所定の修了基準を満たした者を修了者として認定する。

3　修了要件

（1）講義の履修

研修カリキュラムに定めるすべての講義科目を履修していること。eラーニング科目については、本法人が指定する学習管理システム（LMS）により履修状況及び履修完了が確認できること。

（2）演習への参加

研修カリキュラムに定めるすべての演習へ参加していること。

（3）課題の提出

本法人が求めるレポート、事前課題、事後課題その他の課題を所定の期限までに提出していること。

（4）本人確認

申込時に、受講者から顔写真付き本人確認書類及び本人の顔写真を提出してもらい、事務局が申込情報及び本人確認書類の記載内容並びに顔写真を照合し、申込者本人であることを確認する。

オンライン研修の開始時には、申込時に本人確認済みの顔写真とカメラ映像上の受講者の顔を照合し、本人の受講であることを確認する。研修中は、原則としてカメラをオンにした状態で受講するものとし、運営担当者がカメラ映像、点呼、演習への参加状況、発言又はチャットへの応答等により、本人の在席及び継続受講を確認する。途中退室又は通信切断後の再入室があった場合は、必要に応じて再度本人確認を行う。本人確認ができない場合、長時間の離席が認められた場合又は代理受講が疑われる場合は、修了認定を行わない。確認結果は出席簿その他の受講記録に記録する。

4　履修状況の確認

- 出席簿

- 学習管理システムの受講履歴及び進捗状況
- オンライン研修における本人確認及び出席確認の記録
- 課題及びレポートの提出状況
- その他、本法人が必要と認める方法

5 修了を認定しない場合

- 必修科目を履修していない場合
- 演習へ参加していない場合
- 必要な課題を提出していない場合
- 本人確認ができない場合
- 代理受講その他の不正受講が認められた場合
- 虚偽の申告又は提出書類の不正が認められた場合
- その他、本法人が修了認定を行うことが適当でないと判断した場合

6 修了証書の交付

修了要件を満たした者には、本法人が修了証書を交付する。修了者に関する情報は、関係法令及び東京都の定めに基づき適切に管理し、必要な報告を行う。

7 その他

本書に定めのない事項については、障害者総合支援法、児童福祉法、サービス管理責任者研修事業実施要綱、東京都サービス管理責任者等研修指定要領、本法人学則その他関係法令等の定めによるものとする。

附則

本基準は、令和　8　年　8　月　17　日から施行する。